

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月17日
【会社名】	株式会社椿本チエイン
【英訳名】	T S U B A K I M O T O C H A I N C O .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長 勇
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目3番3号
【電話番号】	(06) 6441 - 0011 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画センター財務部長 小林 均 (連絡場所) 京都府京田辺市甘南備台一丁目1番3号 (電話番号) (0774) 64 - 5001
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番2号
【電話番号】	(03) 6703 - 8400
【事務連絡者氏名】	東京支社総務係長 宮田 雅之
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成25年9月18日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年9月26日
【発行登録書の有効期限】	平成27年9月25日
【発行登録番号】	25 - 関東152
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 20,000百万円
【発行可能額】	10,000百万円 (10,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成26年11月17日(提出日)であります。
【提出理由】	平成26年11月10日付けで提出した訂正発行登録書の記載事項の一部を訂正するため、本訂正発行登録書を提出します。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

平成26年11月10日に関東財務局長へ提出した訂正発行登録書について、記載事項の一部に誤りがあり、これを訂正するものであります。

訂正箇所は以下の通りであり、_____ 罫を付して表示しております。

【提出理由】

(訂正前)

四半期報告書(第105期第2四半期 自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)を平成26年11月10日に関東財務局長へ提出しました。この四半期報告書の提出により、当該書類を平成25年9月18日に提出した発行登録書の参照書類とします。

(訂正後)

四半期報告書(第105期第2四半期 自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)を平成26年11月10日に関東財務局長へ提出しました。この四半期報告書の提出により、当該書類を平成25年9月18日に提出した発行登録書の参照書類とします。